

博士論文全文に代わる論文内容の要約

①論文題名：刑事司法制度改革についての法心理学的研究－裁判員制度、取調べ可視化制度、司法取引制度を中心に－

立命館大学大学院文学研究科
行動文化情報学専攻 博士課程後期課程
ナカタ ユウキ
中田 友貴

② 全体要旨

本論文(学位請求論文)は、刑事司法制度での新たな制度設計や制度改革において、法心理学的研究の必要性を明らかにすることを目指したものである。そのために、①法心理学的研究での協働の在り方についての再考、②国内の制度に立脚した俯瞰的な研究の必要性、③新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照の意義の提示を課題設定とした。この3つの課題のために1章から8章まで調査研究を実施した。

第1章では、まず法心理学に関して世界的な研究の潮流を再検討するために、近代心理学誕生以後の法心理学黎明期の研究と、1909年における心理学と法学の論争の検討を行った。続く第2章では、日本における法心理学研究の歴史について、第二次世界大戦終戦までにおけるジャーナルにおける法心理学論文と、虚偽検出研究について焦点をあて、法と心理学についての社会的評価を中心に検討を行った。そして第3章では近年の司法・犯罪に関連する心理学研究の動向について、学会の刊行論文や、学会大会の発表テーマや、また発表を行う研究者を対象として検討を行った。

第4章では陪審員研究で人種のステレオタイプによる影響が国内においても同様にみられるのかを検証するために、被疑者の国籍と事件の重大性が裁判員の印象判断や量刑判断に及ぼす影響について実験的に検討した。また第5章では、同様にまだ日本では検討されていない新しい司法制度上のバイアスについて、監視カメラ映像の証拠利用とその再生速度の関係について実験を行った。

第6章では、2016年に成立した刑事司法改革関連法について法心理学的な問題点を整理し、実験的な検討の意義について検討した。第7章では取調べ録画映像について、日本独自の提示方法と撮影方法が印象評価に及ぼす影響について、3つの実験から検証を行った。そして第8章では司法取引について質問紙実験と実験室実験により検討した。

最後に本論文の一連の研究の結果から、刑事司法に関する改革における法心理学的研究の役割と課題について検討を行った。

③ 目的と章構成

本論文の目的は①法心理学的研究での協働の在り方についての再考，②国内の制度に立脚した俯瞰的な研究の必要性，③新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照の意義の提示の3点であった。本論文の章構成は以下の通りである。

序章

第1章：世界における法心理学研究の黎明期・揺籃期についての再検討

第2章：日本における法心理学研究の黎明期・揺籃期についての再検討

第3章：近年の日本の法心理学研究の動向の検討

第4章：被疑者の国籍が裁判員の量刑判断に及ぼす影響の検討

第5章：犯行場面を撮影した映像についての社会心理学的検討

第6章：刑事司法改革関連法案についての改正点と心理学的問題

第7章：警察・検察における取調べ録音・録画制度に関する法心理学的検討

第8章：司法取引に関する社会心理学的検討

第9章：まとめ 日本の刑事司法改革と心理学

引用文献

④ 各章要約

序章では、本論文の問題と背景として、刑事司法に関する問題と、それらの問題に対して心理学研究を行う意義について示した。まず司法制度上の判断の誤りの存在とそれに連なる制度的限界について、近年の社会的背景と日本の刑事司法の特徴や制度改正に関する歴史的背景から検討を行った。法心理学的研究はすでに一定の知見の蓄積があるものの、心理学の応用領域においては、特に心理学者による研究だけでなく、対象領域に関連する他学範の研究者や実務家と協働する学際的な研究知見の創出でなければ、他の学問領域や研究者には参照されないだけでなく、たとえ参照されたとしてもその知見が他領域での現実には全く適さない可能性もある。また法心理学研究の動向として、必ずしも国内の研究知見が網羅的に存在するわけではない可能性がある。背景となる制度が異なるなかでは、必ずしも別体系内で蓄積されてきた知見がそのまま適用できるとは限らない。よって国外の研究知見を参照しつつも、国内の制度を前提とした研究を改めて行う必要があると考えられる。最後に法心理学的研究の知見が、そのエビデンスの1つとして参照に値するものであるかを再確認し、また新たな制度設計や制度改正に準じた心理学的研究を行う意義を検討する必要がある。以上から本論文では①法心理学的研究での協働の在り方についての再考，②国内の制度に立脚した俯瞰的な研究の必要性，③新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照の意義の提示，の3点の検討を行った。

第1章では、通説における法心理学的な黎明期の全貌を把握し、また1909年における法学と心理学の協働的な関係が崩れたという評価について再検討を行うことを目的とし、Wigmore と Münsterberg 論争における Wigmore(1909)の反駁論文に付されている文献リスト

の調査と、手紙などの1次資料から Wigmore の法心理学に関する活動の調査という2つの研究から再検討を行った。その結果から、黎明期における法心理学の展開は通史で提唱されていた以上に研究が展開しており、また Wigmore の Münsterberg への反駁(1909)が法学と心理学の衰退の遠因になる可能性はあれども、直接的な原因でない可能性があることが示された。

第2章では、同じく日本における法と心理学の通史について批判的に再検討を行うことを目的とした。そのためにまず第二次世界大戦終戦までにおける法心理学研究に関して、関連する領域での学術雑誌の動向調査を行い、また虚偽検出研究の展開と社会的な評価について調査を行った。その結果、通史で提唱されてきたように、日本の法心理学は黎明期に寺田精一による研究以降は心理学専攻出身で判事を務めた植松正による研究までは、矯正領域での心理学専攻出身者を中心に展開し、捜査や公判に関わる研究が法学者や実務家との積極的な協働が行われていなかったことが明らかになった。

第3章では、歴史的な背景を踏まえて現代の研究の状況を明らかにするために、近年の国内学会における発表を所属機関や法心理学における領域から検討を行った。2009年から2015年にかけて、日本心理学会、犯罪心理学会、法と心理学会の3学会で行われた学会大会発表、各学会が刊行する論文雑誌を対象として調査を行った結果、大学所属研究者は、ほとんど均一に各研究領域分類を網羅した発表がなされていた。それに対し警察所属の研究者は捜査心理学に関するもの、法務省系所属の研究者は矯正心理学に関するものがほとんどであった。以上の結果から、著者の所属機関である大学とそれ以外の機関とのあいだでは、基本的に研究対象が乖離していることが示唆された。また同時に大学においては他の機関では研究しづらい対象を研究できる利点を生かした研究の方向性が示された。

第4章では、国外の陪審研究において蓄積されている人種バイアスが、裁判員裁判にて国籍においても同様の現象としてみられる可能性を検討するために、日本国内の外国人犯罪者という社会的マイノリティに対する国籍情報においても、内集団びいきとしてバイアスが生じるかを実験的に検討した。その結果、量刑判断においては、被害者が亡くなった場合においてのみ厳罰化がみられ、被告人の国籍の量刑判断への影響が示唆された。次に量刑の判断の確信度においては外国籍の被告人への確信度が罪種に関わらず一律に高くなることが示された。しかし悪質性においては、強盗条件において、日本国籍の被告人の方の悪質性が高く評価がなされた。これらの結果から人種バイアスでみられる内集団びいきや黒い羊効果であることが示唆された。

第5章では、国外の研究で示された CCTV 録画映像の提示方法が加害者の行為についての意図推測に及ぼす影響が国内においても同様に生じる可能性を検討することを目的として、再生速度と犯罪種別の観点から2つの実験を行った。まず Caruso et al. (2016)で用いられている銃撃犯罪について再生速度の差異が意図推定や時間推定に与える影響を検討した。その結果、Caruso et al. (2016)の結果と異なり、再生速度による差異はいずれの判断においてもみられなかった。この結果は、用いた実験刺激が銃撃事件という日本においてはほとんど

存在しない犯罪であったことから、文化的な影響から判断に大きな差異が生じなかった可能性が考えられる。そこで日本において銃撃事件よりも発生している路上での暴行場面について、模擬的な監視カメラ映像を作成し、再生速度やフレームレートにより意図推定や時間推定に差異が生じるのかを検討した。その結果、Caruso et al. (2016)の結果と異なり、再生速度による差異はいずれの判断においてもみられなかった。またフレームレートによる差異もみられなかった。これらの結果から、CCTV録画映像の提示方法に関する加害者の印象評価判断に及ぼす影響は、スローモーション再生による判断の効果は非常に限定的であることを示唆し、国内においてはほとんど影響しないことが示唆された。

第6章では、2016年の刑事司法改革関連法の成立までの経緯を概観し、心理学的な問題を示した。この刑事司法改革関連法は、冤罪事件を発端とし、従前の警察や検察における捜査、取調べ手法の問題点を改革することを目的で改正が検討され始めた。しかし当初の目的であった冤罪防止に反して、冤罪を促進させる制度ではないかという批判が法制審議会で同制度導入が議論されていた段階から度々指摘されてきた。その上で捜査に関わる取調べ可視化と司法取引制度に関して、実験的に検討を行う意義を示した。

第7章では、冤罪・誤判防止のために導入された取調べ可視化制度について冤罪・誤判を助長する可能性を明らかにすることを目的として、CPBに着目し撮影方法と映像提示方法が取調べの任意性評価に及ぼす影響について3つの実験から検討した。まずCPBと日本方式の提示方法が取調べの任意性評価へ及ぼす影響を検討し、提示方式(一画面と二画面)で任意性判断が異なることを示した。またこの時、撮影焦点が強制性、提示方式が自発性という任意性判断の異なる側面に影響を与えることを明らかにした。しかし提示方式が自白の自発性に差異を生むことについて、画面小単体によって影響が生じているのか否か、それとも画面小を含む提示動画全体が影響しているのかが定かではなかった。そのため提示方式を日本方式(二画面)とし、同時提示する際の画面小の動画だけを入れ替えて実験を行った。その結果、画面小に俯瞰視動画が提示された場合にのみ、任意性判断のうち強制性判断を低下させる可能性が示唆された。さらにその要因として視覚的顕在性でないことを、眼球運動測定を用いて検証した結果、眼球運動および任意性評価に差異はなかった。この結果は1)提示映像に対する視聴時間の差異が生じた結果として任意性評価の差異がなくなった可能性と、反対に2)視聴時間の差異がなくなった結果として任意性評価に差がなくなった可能性、の2つの可能性が考えられる。以上の3つの実験の結果から、撮影方法と映像提示方法のどちらも任意性評価に影響を与えることが示唆され、そのメカニズム解明のためにさらに検討を行う必要性が示された。

第8章では、刑事司法改革関連法案にて捜査の高度化のために導入された司法取引について、虚偽の自白の生起させる可能性を明らかにすることを目的とした。自己請負型司法取引を想定し、取引で軽減される罰と本人の犯行意識が取引の受諾に及ぼす影響について質問紙実験と実験室実験の2つから検討を行った。まず場面想定法を用いて犯罪の疑いがかけられた際に、司法取引に応じることのかについて検討を行った。その結果、国外の研究知

見と異なり、いずれの条件においてもほとんどが取引に応じないという選択を行う結果が示された。この結果から司法取引は虚偽の自白を生む危険性が少ないことが示唆されたが、制度への信頼感に起因した選択であった可能性があったことから、不正が疑われている場面をより現実的な場面設定として実験的に作りだし、司法取引に応じるのか実験室実験にて検討を行った。その結果、質問紙実験の結果と異なり、不正を持ちかけられた場合においては、実際には不正を行っていないにも関わらず、不正を行ったということを認める取引に半数以上が応じた。さらには不正を持ちかけられず、無実であることが確実な場合においても3割以上の協力者が、不正を行ったということを認める取引に応じる選択をした。これらの結果から Gregory ら(1984)や Dervan & Edkins (2013) によって示された知見と同様に、実際に自己請負型の取引を持ちかけられた場合にも、虚偽の自白を行って取引に応じる可能性が示唆された。

第9章では、本論文の一連の研究から刑事司法に関する改革において法心理学的研究の意義について考察を行うとともに、今後の課題について検討を行った。

⑤ まとめ（結果・考察）

本論文の一連の研究から、刑事司法に関する改革において法心理学的研究の意義について、目的①法心理学的研究での協働の在り方についての再考、目的②国内の制度に立脚した俯瞰的な研究の必要性、目的③新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照の意義の提示、の3点の検討を行った。

目的①法心理学的研究での協働の在り方についての再考については、学問史・科学社会的な手法による法心理学的研究の学問史再考と現在の概観により検討し、第1章から第3章にて検討を行った。第1章から第3章での研究の結果から、心理学と法学との協働を行う上での前提の共有と学際的研究の必要性の認識一致を行っていく必要があるということが示唆される。まず第1章の研究から1910年までの法心理学初期の研究は通説よりも、ドイツを中心に多くの国で研究されていたことが示された。一方で英語での研究はほとんど示されなかった。これは黎明期におけるドイツの法学側でそうした心理学的な知見を受容しうる状況にあったことが考えられる。高橋(2006)にもあるように、18世紀末からドイツでは近代心理学確立以前の哲学的心理学での知見が法学では参照すべきものとされてきた。19世紀においても法学初学者向けの書籍などで示されていたことから、哲学的心理学をルーツとしている実験心理学確立以降の展開や学際的協働の下地になった可能性がある。また第1章や第2章の調査から、学際的な研究を行っていく上での関心の共有が断絶を生むという可能性が指摘できるだろう。第1章における Wigmore の1910年以後の検討から、当初は法学と心理学やそれ以外の学問による学際的な研究機運が高まっていたが、1930年代には虚偽検出以外については研究を行う心理学者がいなかったことが示唆された。問題を共有し、解決まで協働的に目指す必要がある。第3章の調査から現在には関心はあり、また下地としての活躍できるフィールドもあるが、知見の生成は実務研究者と大学の研究者で専

門分化していることが示された。実務研究者の研究は、所属との関係とのなかで出版バイアスのような公表の制約が大学の研究者以上に強い可能性があり、捜査だけでなく公判までも見据えた知見が必要であるなかで、批判的に検討する研究も重要になるといえるだろう。

第4章および第5章にて目的②国内の制度に立脚した俯瞰的な研究の必要性のために、国内の制度に立脚した知見の必要性を明らかにするために、裁判員制度に着目して国外で示されている研究知見について実験を行った。第4章では、国外の陪審研究において蓄積されている人種バイアスが、裁判員裁判にて国籍においても同様の現象としてみられることが示唆された。また第5章においては、国外の研究で示された CCTV 録画映像の提示方法が加害者の行為についての意図推測に及ぼす影響が国内においても同様に生じる可能性を検討し、その結果 CCTV 録画映像の提示方法に関する加害者の印象評価判断に及ぼす影響は、国内においてはほとんど影響しないことが示唆された。これらの第4章および第5章の一連の研究から、国外の陪審研究の知見は国内の裁判員制度でも有効であるが、一方で国外の知見とは異なる結果も示された。つまり実験などから制度による差異から国外の知見も活用しつつ、国内の制度を前提としつつ検討を行う必要性があることが示された。エビデンスに基づく心理学知見の形成のためにも再現実験も含めて、検証し続ける必要がある

そして第6章から第8章では目的③新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照の意義の提示について、刑事司法改革関連法案における冤罪・誤判の助長の可能性の観点から取調べ可視化制度と司法取引制度から実験的に検討を行った。第6章研究では、刑事司法改革関連法の成立までの経緯を概観し、心理学的な問題を示した。第7章研究で被疑者取調べの撮影方法と提示方法が裁判員による取調べの任意性評価に及ぼす影響について検討を行い、撮影方法と映像提示方法のどちらも任意性評価に影響を与えることが示唆され、そのメカニズム解明のためにさらに検討を行う必要性が示された。そして第8章研究では司法取引について取引条件や被疑者の犯行認識から取引への受諾への影響について、質問紙と実験室実験により検討を行い、司法取引が虚偽の自白を生む可能性が示唆された。これらの結果から冤罪を防ぐための刑事司法改革関連法案が、冤罪や誤判をむしろ助長する可能性を示した。井田(2013)の示すように、精密司法といわれる日本の刑事裁判は、裁判までに多くのフィルターをへて、有罪であることが確実であったとしても極力犯罪者としてのラベリングがつけられないように起訴裁量が行われている制度である。これは社会復帰を促進するシステムという。一方でこのようなシステムは、裁判までいかにしても虚偽の自白を行うということにも繋がっている可能性がある。虚偽の自白を行われることは、結果的に真犯人の取り逃がしに繋がるため、捜査という枠組みを超えて公判や矯正、防犯までも考慮した上で、制度に対して俯瞰的な視野から刑事司法制度について検討を行っていく必要がある。

一連の研究から新たな制度設計における法心理学的研究知見の参照のすべきであり、また新たな制度設計の際に参照される研究を行っていくことが求められる。一方で本研究の限界としては、エビデンスベースが求められている刑事司法制度において再現性は非常に

重要であり、また近年における国内での判例でも指摘されている。ただし裁判においては冤罪というを防ぐ過誤を減らすよりも肝要であるだろう。その意味でも多くの検証がされるまで、本研究は1つの知見である。

⑥ 主な引用文献・参考文献

- Bartol, C. R. & Bartol, A. M. (2006). History of Forensic Psychology, In I. B. Weiner & A. K. Hess (Ed.), *The Handbook of Forensic Psychology* (pp.3-27). John Wiley & Sons, Inc.
- Caruso, E. M., Burns, Z. C., & Converse, B. A. (2016). Slow motion increases perceived intent. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, **113**(33), 9250-9255.
- Dervan, L. E., & Edkins, V. A. (2013). The innocent defendant's dilemma: An innovative empirical study of plea bargaining's innocence problem. *Journal of Criminal Law and Criminology*, **103**, 1-48.
- 藤田政博. (2013). 序章 法と心理学とは. 藤田政博. (編) 法と心理学, pp.3-16 法律文化社.
- Gregory, W. L., Mowen, J. C., & Linder, D. E. (1978). Social psychology and plea bargaining: Applications, methodology, and theory. *Journal of Personality and Social Psychology*, **36**(12), 1521.
- 川崎英明・三島聡・瀧野貴生 (編著), (2017). 2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法 条文解析 日本評論社.
- Landström, S., Ask, K., Sommar, C., & Willén, R. (2015). Children's testimony and the emotional victim effect. *Legal and Criminological Psychology*, **20**, 365-383.
- Lassiter, G. D., & Irvine, A. A. (1986). Videotaped confessions: The impact of camera point of view on judgments of Coercion. *Journal of Applied Social Psychology*, **16**, 268-276.
- サトウタツヤ. (2013). 法心理学の歴史. 藤田政博(編). 法と心理学. 法律文化社
- 高橋直人. (2006). 意思の自由と裁判官の恣意：ドイツ近代刑法成立史の再検討のために. 立命館法學, **2006**(3), 571-664.
- 若林宏輔・指宿信・小松可奈子・サトウタツヤ. (2012). 録画された自白：日本独自の取調べ録画形式が裁判員の有罪判断に与える影響 法と心理, **12**, 89-97.
- Wigmore, J. H. (1909). Professor Münsterberg and the Psychology of Testimony. *Illinois Law Review*, **3**, 399-444.